

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		長期優良住宅建築等計画の認定
根拠条例・規則等名		長期優良住宅の普及の促進に関する法律
条 項		第 5 条
所 管 部 課		建設局北部建設事務所建築指導課（電話：048－646－3235） 建設局南部建設事務所建築指導課（電話：048－840－6236）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	審査基準は、以下の要件を満たすこと。 ・法第 6 条の定めによる。 ・さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 2 1 年規則第 7 6 号）の定めによる。 ・長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱の定めによる。
	設定等年月日	平成 21 年 6 月 4 日設定 令和 4 年 2 月 20 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	標準処理期間は、以下のとおりとする。 ・ 1 4 日（建築確認済証（以下「確認済証」という。）と登録住宅性能評価機関が交付した住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 5 項の確認書若しくは住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書をいう。）又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）の添付がある場合） ・ 4 7 日（確認済証の添付あり、確認書等の添付がない場合） ・ 1 0 5 日（確認済証及び確認書等の添付がない場合） ・ なお、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りでない。
	設定等年月日	平成 21 年 6 月 4 日設定 令和 4 年 2 月 20 日最終改正
備 考		